

「横浜市総合保健医療センター条例施行規則」に関する意見公募について

横浜市では、横浜市総合保健医療センター条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部を改正することを予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 改正の概要

横浜市総合保健医療センターでは、高齢者をはじめとした要援護者に対する保健医療に係る専門的な支援を行っており、診療所病床（7床）、介護医療院（定員：12人）、介護老人保健施設（定員：80人）を有しています。

このたび、診療所病床7床を廃止し、全て介護医療院へ転換するため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正（※）しましたので、施行規則において定めている診療所の病床数の削除及び介護医療院の定員を増員するための改正を行います。

また、介護老人保健施設について、認知症の周辺症状（BPSD）が見られる方や高齢の精神障害者等の一層の受け入れに対応する環境として、多床室の一部を個室等に変更することに伴い、定員を減員するための改正を行います。

※条例改正の理由

- ・第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画・認知症施策推進計画において、特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方や、医療療養病床から退院し介護施設へ移行される利用者の受け入れ先の一つとして、介護医療院の整備を進めることとしています。
- ・センターには、看取りやターミナルケアができる介護医療院への入所を希望する声が多く寄せられています。また、既に診療所病床に入院されている方の大部分が介護医療院への入所を希望しています。

2 施行予定日

令和8年4月1日

3 意見公募要領

(1) 意見公募期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月26日（水）まで

(2) 御意見提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

ア 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-sokatsu@city.yokohama.lg.jp

横浜市健康福祉局健康推進課 意見公募担当 宛て

イ 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局健康推進課 意見公募担当 宛て

ウ FAXの場合

FAX番号：045-663-4469

横浜市健康福祉局健康推進課 意見公募担当 宛て

(3) 注意事項

ア いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

イ いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

ウ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

エ その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

(4) 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局健康推進課 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-2451

※電話での御意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。